

地区委員会はクラブの「相談窓口」 問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会
 文責：委員長 金子 公久
 E-Mail：kokusai@nctv.co.jp

《相談窓口依頼内容の回答》

| |
|--|
| <p>《貴クラブからの相談内容》</p> <p>「入会金」の件でご質問をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社で入会しましたB氏（現会員） ・ A社で入会しましたC氏（新入会員） ・ B氏は退職してD社を設立 ・ 従いましてA社でB氏が入会時に入会金をいただいていますのでC氏が入会時には入会金をいただきませんでした。B氏が退職し会社を設立しましたので入会金は必要なのでしょうか？ |
| <p>《当委員会の見解と回答》</p> <p>ご相談内容に回答をさせていただきます。</p> <p>2013 年度版「手続要覧」の標準クラブ定款第7条 会員身分の規定に回答の糸口がございます。</p> <p>「手続要覧」ではロータリーの会員資格はあくまでも個人であり、会社ではないという解釈です。お尋ねのA会社をB氏が退職しても、クラブの会員資格は元の職業分類で継続します。従ってB氏の2度目の入会や入会金が発生すると解する根拠は見当たりません。クラブ理事会は、B氏が退会届を提出しない限り、B氏の会員身分を保証します。この解釈は、転職したら職業分類を変更することで会員身分は継続し続けます。</p> <p>このように個人のことを考えずに会社を基準にした判断は、ロータリーとしては妥当ではないと読み解きます。</p> <p>但し、A社からC氏が入会した時には、本来ならばC氏にも入会金が発生します。また、A社とクラブの関係や、入会金の増減等の問題は、クラブ細則や理事会で判断して決めるクラブの管理運営上の事柄です。</p> <p>従いまして、今回のご質問に関しては、地区ガバナーや地区委員会が介入する事柄ではないと理解をいたします。是非、お手元の「手続要覧」を再度、御高覧下さい</p> <p>以上、回答させていただきます。</p> |

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。